

# 福岡地区水道企業団環境保全実行計画

平成22年10月

福岡地区水道企業団

## 目 次

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 第1 策定の趣旨 .....                        | 1 |
| 1 地球温暖化対策の背景 .....                    | 1 |
| 2 環境保全実行計画の目的 .....                   | 1 |
| 第2 当企業団におけるこれまでの環境保全活動の取組 .....       | 2 |
| 第3 基本的事項 .....                        | 3 |
| 1 基準年度及び期間 .....                      | 3 |
| (1)基準年度                               |   |
| (2)期間                                 |   |
| 2 実行計画の対象範囲 .....                     | 3 |
| 3 対象とする温室効果ガス .....                   | 3 |
| 第4 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた目標 .....         | 3 |
| ◆温室効果ガスの排出量の削減に向けた目標                  |   |
| 第5 目標の達成に向けた取組 .....                  | 4 |
| 1 温室効果ガスの排出量の削減に向けた全庁的取組 .....        | 4 |
| (1)庁舎等におけるエネルギー使用量の削減                 |   |
| (2)庁用自動車の燃料使用量の削減                     |   |
| 2 用水供給事業における温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組 ..... | 4 |
| 3 環境負荷を低減するための取組(間接的取組) .....         | 5 |
| (1)庁舎等から排出されるごみの削減                    |   |
| (2)節水                                 |   |
| (3)コピー用紙の使用量の削減                       |   |
| (4)職員の意識改革                            |   |
| (5)グリーン購入                             |   |
| (6)庁用自動車の低公害化                         |   |
| (7)森林保全、環境保全の活動                       |   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 第6 実行計画の推進、点検及び評価 .....           | 8 |
| 1 計画の推進・点検 .....                  | 8 |
| (1)組織                             |   |
| (2)計画の推進                          |   |
| 2 点検、評価及び見直し.....                 | 8 |
| 3 公表の手続き .....                    | 8 |
| <br>(参考)福岡地区水道企業団 環境保全活動の体系 ..... | 9 |

# 福岡地区水道企業団環境保全実行計画

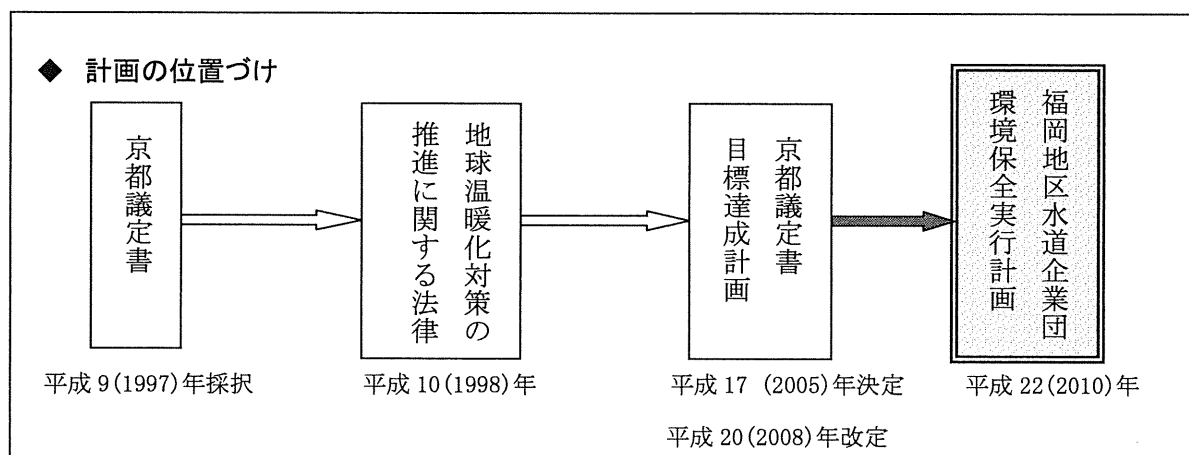
## 第1 策定の趣旨

### 1 地球温暖化対策の背景

地球温暖化問題は、世界的な課題としてその対策の重要性がより一層高まり、我が国全体における重要課題の一つとなっています。我が国では、平成9年に気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、平成10年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温暖化対策法」という。）に「京都議定書目標達成計画」の策定が規定され、平成17年4月に「同計画」が閣議決定されました。さらに、平成20年3月には、京都議定書に定める第1約束期間（平成20年～平成24年）において、我が国の6%削減（基準年は平成2年）約束をより確実に達成するために「同計画」の全改定が閣議決定されています。

改定された「京都議定書目標達成計画」では、水道事業について、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策の実施を推進していくことが位置づけられるとともに、第1約束期間における排出削減見込み量が全国で約35～37万トン-CO<sub>2</sub>/年と認定されています。

※業務部門等におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進することを目的に、平成20年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正され、平成22年4月から施行。



### 2 環境保全実行計画の目的

本計画は、温暖化対策法に基づき福岡地区水道企業団自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減など環境負荷の低減を図ることを目的に策定するものです。

また、本計画は、温暖化対策法及び京都議定書目標達成計画に基づく法定計画です。

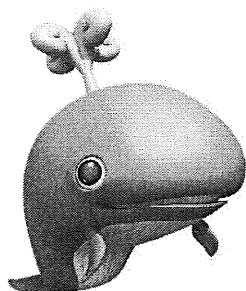
### 3 当企業団の基本的な姿勢

当企業団は、環境保全実行計画に基づき環境負荷の低減に向けた取組を推進していきます。  
なお、温室効果ガスの排出量の削減に当たっては、当企業団の使命である水道用水の安定供給を考慮しながら進めていきます。

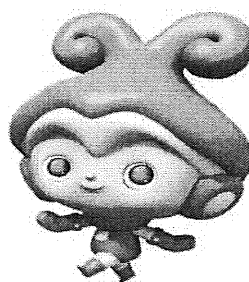
## 第2 当企業団におけるこれまでの環境保全活動の取組

|                        |                                                                                                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年1月21日             | 「環境方針」を定め、牛頸浄水場、水質センターで環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、環境保全活動を開始<br>※平成20年1月21日に辞退届              |
| 平成18年7月28日             | 海水淡水化センターが、省エネ法に定める「第1種エネルギー管理指定工場」に指定され、消費エネルギー削減のための取組を開始                                            |
| 平成20年3月6日              | 「地域水道ビジョン」を策定し、『環境への影響の低減』を目標として設定                                                                     |
| 平成20年3月21日             | 牛頸浄水場、水質センターで「ISO14001」に替えて、環境マネジメントシステムの国内規格である「エコアクション21」の認証を取得し活動を開始                                |
| 平成20年7月7日<br>平成20年7月9日 | 「地域水道ビジョン実施計画」を作成するとともに、企業団全体で環境保全活動を計画的かつ総合的に推進するために「環境保全推進委員会」を設置し、環境保全活動の計画の作成等の協議を開始               |
| 平成20年11月17日            | 「環境保全活動実施計画」を作成し、平成20年12月1日から、ごみ減量・リサイクルの推進、省エネルギー対策の活動を開始。(個人用ごみ箱ゼロ運動や古紙分別回収の徹底、冷暖房温度の徹底、エコドライブの推進など) |

海水淡水化センター イメージキャラクタ



しおっぴー



真水（まみ）ちゃん

### 第3 基本的事項

#### 1 基準年度及び期間

##### (1)基準年度

環境保全実行計画の実行に関し、その基準年度は平成20年度とします。

##### (2)期間

環境保全実行計画を実行する期間については、京都議定書の第1約束期間に準じ、平成22年度から24年度までの3ヵ年とします。

#### 2 実行計画の対象範囲

環境保全実行計画の対象範囲は、原則として全ての部署が実施する事務及び事業を対象とします。なお、外部に委託して実施する事務及び事業は、直接の対象としませんが、本計画に準じて取り扱うものとします。

#### 3 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスとは、温暖化対策法第2条第3項に規定する「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」、「メタン（CH<sub>4</sub>）」、「一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）」の6つの物質をいいます。

福岡県における温室効果ガスの総排出量の98％は二酸化炭素が占めている（平成14年度）ため、本計画ではこれを主たる対象としその削減に向けた取組を進めていきます。

### 第4 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた目標

温室効果ガスの排出量の削減等に向けた目標を設定します。

ただし、用水供給事業においては、構成団体の水需要や筑後川の流況などによって生産量の変動することもあり、安定供給のためには企業団自ら生産量をコントロールできない面があります。このようなことから使用電力量等（二酸化炭素排出量）の削減が一律にできないこともあります。

なお、数値目標の設定にあたっては、温室効果ガスのうち、その排出割合が最も高い二酸化炭素の排出量の削減を主眼に置きます。

#### ◆温室効果ガスの排出量の削減に向けた目標

| 項 目            | 目 標                      |
|----------------|--------------------------|
| 庁舎等におけるエネルギー使用 | 二酸化炭素排出量を基準年度比3％以上削減     |
| 庁用自動車の燃料使用     | 二酸化炭素排出量を基準年度比10％以上削減    |
| 用水供給事業         | 二酸化炭素排出量を原単位で基準年度比3％以上削減 |
| 庁舎等からのごみの排出    | 廃棄物量を基準年度比10％以上削減        |
| 庁舎等の水道水の使用     | 水道水の使用量を基準年度以下にする        |
| コピー用紙の使用       | コピー用紙の使用量を基準年度比3％以上削減    |
| 低公害車の導入        | 低公害車の割合を70％以上にする         |

## 第5 目標の達成に向けた取組

### 1 温室効果ガスの排出量の削減に向けた全庁的取組

#### (1) 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

##### 【目標】

庁舎等において使用する「電気」、「ガス」、「燃料」の使用量について、これを二酸化炭素排出量に換算し、これを基準年度と比較して3%以上削減する。

##### 【主な取組】

###### 【一人ひとりの取組】

- (ア) 昼休みや時間外勤務時等の不要な照明の消灯
- (イ) パソコン・プリンター等のOA機器の不要な電源のオフ、節電モード設定
- (ウ) 夏季など外気温の高い時期のブラインド使用
- (エ) 夏の省エネ期間のノーネクタイ、軽装等のエコスタイル（クールビズ）の励行
- (オ) 冬の省エネ対策として、重ね着などの励行

###### 【施設管理の取組】

冷房期間中の室温28℃及び暖房期間中の室温19℃の徹底

#### (2) 庁用自動車の燃料使用量の削減

##### 【目標】

庁用自動車が使用する「燃料（ガソリン等）」の使用量について、これを二酸化炭素排出量に換算し、これを基準年度と比較して10%以上削減する。

##### 【主な取組】

- (ア) エコドライブの推進
  - (アイドリングストップ、急発進・急ブレーキをやめる、不要な荷物を積まない、エアコンの適正使用、タイヤの適正空気圧など)
- (イ) 庁用自動車の低公害化 ※7ページ再掲
- (ウ) 庁用自動車の計画的かつ効率的な運行（連絡業務等）
- (エ) バスなど公共交通機関の積極的利用

### 2 用水供給事業における温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組

##### 【目標】

海水淡水化センター、牛頸浄水場、ポンプ場等の用水供給事業における使用電力量等について、これを二酸化炭素排出量に換算し、原単位で基準年度と比較して3%以上削減する。

### 【主な取組】

用水供給事業では、取水・導水・浄水・淡水化・送水の各工程において、電力など大量のエネルギーを必要とし、また、水源や供給水量の状況により二酸化炭素の排出量は大きく左右されることとなる。

このため、省エネ診断など外部の意見も採り入れながら、設備・機器等の省エネルギーの推進及び太陽光発電などの新エネルギーの導入を図り、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

#### ○省エネルギーの推進

(ア) 牛頸浄水場及び海水淡水化センターは、運転の適正化及び効率的な施設の運転管理により、省エネルギーの推進に努める。

- ・牛頸浄水場において、施設内の照明や空調を調整し節電に取り組む。
- ・海水淡水化センターにおいて、改造工事（高圧RO濃縮水バイパス管設置）の結果を検証し、より効率的な運転方法の確立に努める。
- ・牛頸浄水場及び海水淡水化センターは、それぞれの生産水量について相互に連携を取りながら電力量の削減に取り組む。

(イ) 牛頸浄水場及び海水淡水化センターは、機器の更新等に合わせて、省エネルギー機器の導入を図るとともに、さらなる省エネルギーに向けて調査・研究に取り組む。

#### ○新エネルギーの導入

(ア) 牛頸浄水場等に太陽光発電設備を導入する。

(イ) その他の新エネルギー（小水力発電、風力発電等）の導入に向けて調査・研究に取り組む。

### 3 環境負荷を低減するための取組(間接的取組)

#### (1) 庁舎等から排出されるごみの削減

##### 【目標】

庁舎等から排出される廃棄物量について、これを基準年度と比較して10%以上削減する。

※廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生ずる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減につながります。

##### 【主な取組】

【一人ひとりの取組】      ー3Rの推進(3R=リデュース、リユース、リサイクル)ー

#### ○発生抑制（リデュース）の取組

- (ア) 文書・資料の減量
- (イ) コピー用紙の使用抑制
- (ウ) ポスター、冊子等印刷物の必要部数の作成



○再使用（リユース）の取組

（ア）巡回郵便で使用済み封筒の再利用

（イ）使用済みファイルその他の用品、備品の再使用可能な物を繰り返し使用

○資源回収・資源化（リサイクル）の取組

（ア）ごみ箱はフロアに1個

（イ）古紙の分別及び回収

（ウ）秘密文書（シュレッダー処理）の再資源化

（エ）空き缶・空きびんの分別排出

(2) 節水

【目標】

庁舎等において使用する「水道水」の使用量について、これを基準年度以下にする。

※水の有効利用は、水道水を生産するために必要となる浄水場等におけるエネルギー使用量の削減につながります。

【主な取組】

【一人ひとりの取組】

（ア）職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくす。

（イ）蛇口をこまめにしめる。

【施設担当の取組】

節水機器（節水型便器、節水型蛇口など）の導入に努める。

(3) コピー用紙の使用量の削減

【目標】

庁舎等で使用する「コピー用紙」の使用量について、これを基準年度と比較して3%以上削減する。

※二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の減量などにつながります。

【主な取組】

○庁舎等から排出されるごみの減量

コピー用紙の使用抑制

（両面印刷、会議等配付資料の削減、使用済みコピー用紙の裏面利用など）

(4) 職員の意識改革

【目標】

環境問題に対する職員の意識を向上させるため、定期的に研修を実施するなど、積極的な情報提供を行い、職員の意識の改革を図る。

【主な取組】

【一人ひとりの取組】

環境保全に資する研修や活動へ積極的に参加する。

【関係各課の取組】

管理職のリーダーシップにより、所属職員を対象に研修や指導を行う。

(5) グリーン購入

【目標】

「福岡地区水道企業団グリーン購入ガイドライン」の目標を達成する。

※「グリーン購入」とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さい物品等を優先的に購入することをいいます。

【主な取組】

(ア) グリーン購入法に基づく「福岡地区水道企業団グリーン購入ガイドライン」を作成する。

(イ) 「福岡地区水道企業団グリーン購入ガイドライン」に基づく取組を推進する。

(6) 庁用自動車の低公害化

【目標】

「低公害車」の割合を70%以上にする。

※低公害車とは

「電気自動車」「天然ガス自動車」「メタノール自動車」「ハイブリッド自動車」及び以下に該当する自動車

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| (低排出ガス車) H17基準排出ガス 75%低減レベル ☆☆☆☆ | } + 低燃費車 |
| 同 50%低減レベル ☆☆☆                   |          |
| H12基準排出ガス 75%低減レベル ☆☆☆           |          |

【主な取組】

庁用自動車を新規に導入又は更新する場合は、「福岡地区水道企業団庁用自動車更新基準（仮称）」を定め、低公害車化を推進する。

(7) 森林保全、環境保全の活動

【目標】

筑後川流域・水源地域で行われる「森林保全活動」及び「環境保全活動」に、積極的に参加する。

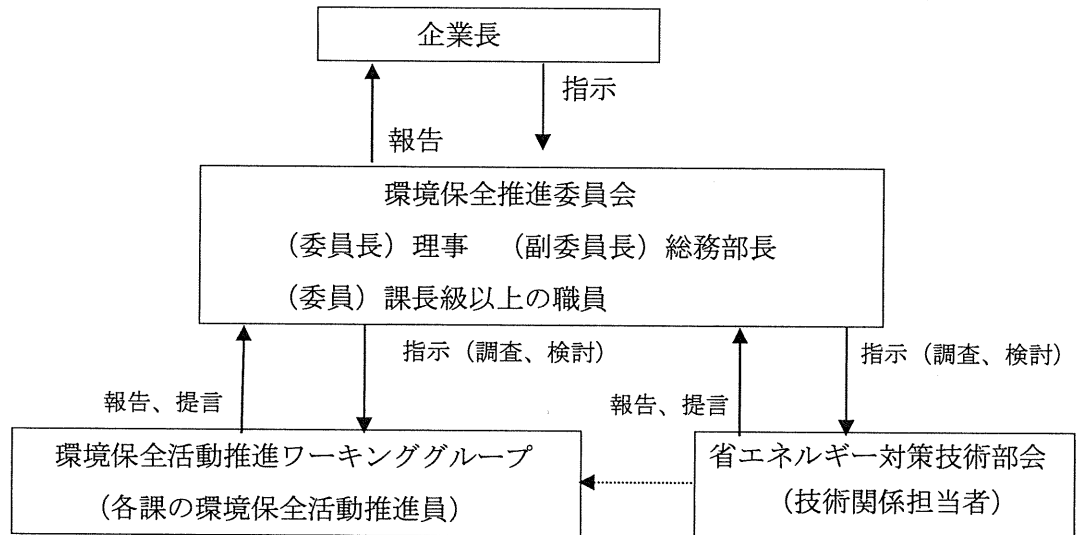
【主な取組】

ボランティアなどの参加者を募る。

## 第6 実行計画の推進、点検及び評価

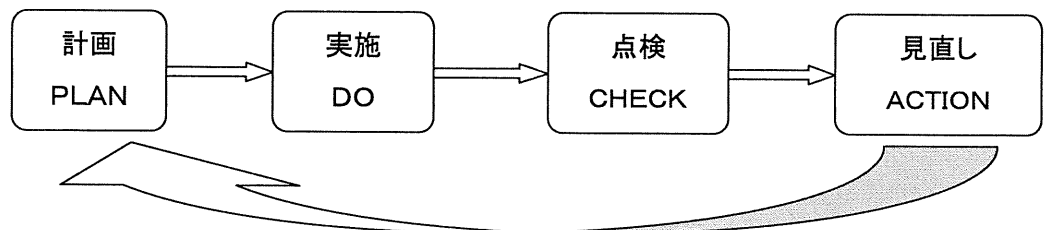
### 1 計画の推進・点検

#### (1)組織



#### (2)計画の推進

①本計画は、事業者としての責任及び職員一人ひとりの認識と実践のもと、全庁が一丸となって実行されるべきものです。計画の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づく計画の持続的な改善を目指します。



②研修や情報提供を通じて、職員一人ひとりへの取組の周知・徹底を図るとともに、電気使用量等の削減努力が目に見える方式を検討するなど、本計画の実効性を高めます。

### 2 点検、評価及び見直し

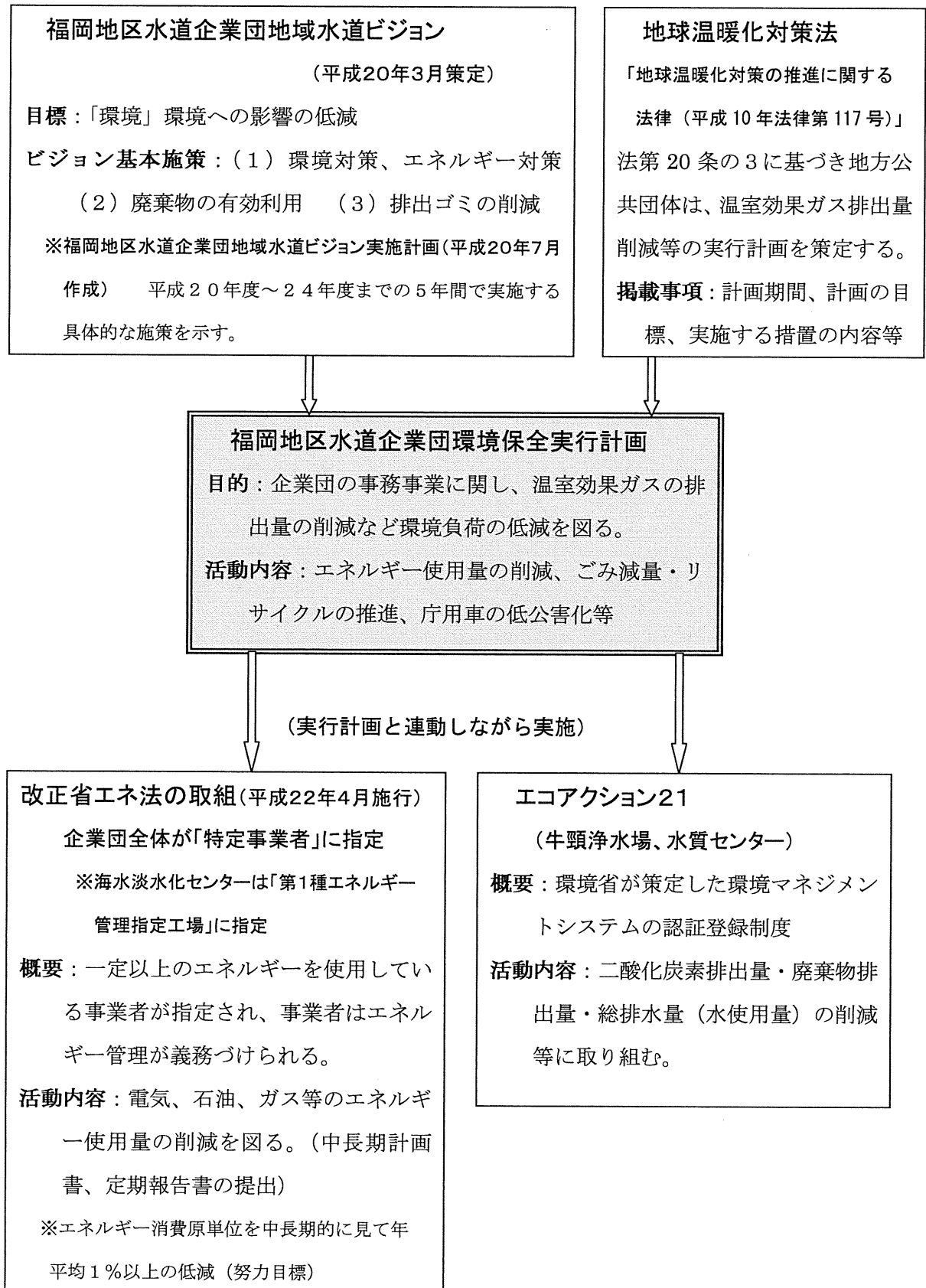
実行計画の実施状況については、その結果を毎年、環境保全推進委員会で点検し評価書を作成します。また、必要に応じて実行計画の見直しを行います。

今後、省エネルギーの推進に向け、将来の効率的な取水・導水・浄水・送水を行うための検討を行い、実行計画の見直しに反映させます。

### 3 公表の手続き

実行計画及び実施状況の評価書は、ホームページ等への掲載により公表します。(温暖化対策法第20条の3第8項、第10項)

(参考) 福岡地区水道企業団 環境保全活動の体系



※「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)」(省エネ法)

福岡地区水道企業団環境保全実行計画  
平成22年10月

福岡地区水道企業団

TEL 092-552-1731

FAX 092-552-1729

URL <http://www.f-suiki.or.jp>